

パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方

1 パブリック・コメントの概要

案 件 名	鳥栖市ねこの愛護及び管理に関する条例（案）の骨子について
意見募集期間	平成 25 年 1 月 23 日（水）～平成 25 年 2 月 15 日（金）
意見提出数	5 件

2 提出された意見と、それに対する市の考え方

鳥栖市ねこの愛護及び管理に関する条例（案）の骨子に対するパブリック・コメントで提出されたご意見に対する市の考え方を次のとおり整理しました。

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	猫にも鑑札制度を設け鑑札料を取り、そのお金を野良猫の避妊などの費用に充ててはどうか。	<p>犬については、狂犬病予防法により個体登録の義務付けがなされており、その登録手続きの際、鑑札の発行と同時に手数料をいただいております。</p> <p>しかし、猫については噛まれても死に至る病気がないため、狂犬病予防法のような法律がありません。また、鳥栖市にはツシマヤマネコのような特定在来固有種が生息しておらず、これを脅かすような状況ではないため、犬のような鑑札制度を設ける必要はないものと考えています。</p>
2	捨て猫・野良猫を減らすことを第一目標に掲げ、不妊手術などに係る費用の補てんを求めます。	<p>現時点においては、まずは飼い主の責務を明らかにし、適正飼養について条例で定め、これを遵守していただくことが必要と判断しています。</p> <p>今後、捨て猫・野良猫を減らすため、避妊手術などについての助成制度の創設が必要と判断した場合には、これについて検討していくことになると考えています。</p>
3	犬と同様に猫にも個体登録制を導入し、一家庭当たりの個体登録が多い家庭は、適切な飼育が行われているか調査・指導が必要ではないか。	<p>狂犬病予防法に基づき、犬については個体登録の義務付けがなされておりますが、猫については、このような根拠法令がありません。また、鳥栖市にはツシマヤマネコのような特定在来固有種が生息しておらず、これを脅かすような状況ではないため、個体登録制度までは導入する必要はないものと考えています。</p> <p>なお、佐賀県では、佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例で多頭飼養者についての規定があり、飼養数が 6 以上となった日から 30 日以内にその飼養数が 6 以上となった飼養施設の所在</p>

		<p>地ごとに知事に届け出なければならないと規定しています。</p> <p>また、飼養する犬又はねこの数若しくはこれらの数を合算した数が 6 以上となる者は、周辺の地域の住民から犬又はねこの飼養状況等について説明を求められた場合には、当該飼養状況等について説明するよう努めなければならないとなっております。</p> <p>このことから、多頭飼養に関する苦情の際には、県と情報の共有を行い、調査・指導を行っています。</p>
4	<p>文書で注意しても指導に従わないときは、犬と同様に罰金 2 万円等について決めています。</p>	<p>犬については、噛まれると死に至る可能性が高い狂犬病があるため、狂犬病予防法により、予防接種、個体登録、係留の義務付けなどの規定が設けられております。</p> <p>しかし、猫につきましては、噛まれても死に至る病気がないため、狂犬病予防法のような法律がありません。</p> <p>したがって、犬と同様に罰金 2 万円といった規定を設けるのは難しいものと判断しています。</p>
5	<p>福岡市では「地域猫」に認定されると不妊去勢手術を無料実施するなどの支援を行っている。鳥栖市としてこのような地域猫に関するサポートを実施する考えはないのか。</p>	<p>地域猫認定制度につきましては、動物愛護の観点、また、市として避妊去勢手術費の補助を行うことで野良猫を減らすのに有効であると考えられます。</p> <p>現時点において鳥栖市としましては、まずは飼い主の責務を明らかにし、適正飼養について条例で定め、これを遵守していただくことが必要と判断しています。</p> <p>今後、地域猫認定制度及び避妊去勢手術費の補助について、市として取り組むべきと判断した場合には、検討していくことになると考えています。</p>